

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

## 【報告】

件名	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
----	--

内容は別紙のとおり

(担当部課：総合政策部企画政策課)

# 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき自治体の条例で定める独自利用事務及び他機関連携に係る事務の追加及び番号法改正に伴う引用条項を改めるため、条例の一部改正を行う。

## 1 改正する条例

新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新宿区条例第47号。以下「条例」という。）

## 2 改正内容及び理由

### (1) 条例別表に新たな事務を追加する改正

番号法別表第1で定める事務のほか、番号法第9条第2項に基づき自治体が条例で定める社会保障・税・防災に関する事務において個人番号の利用が認められている。

平成29年4月以降、区の後期高齢者医療制度に係る事務である葬祭費の支給事務（新宿区付加給付分）において、個人番号の利用が必要となるため、条例別表中区長の欄に、新たに第7号として「葬祭費の支給その他の医療保険に関する事務」を追加する。（資料59-1）

#### 【改正の理由】

後期高齢者医療制度に基づく事務は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、「東京都後期高齢者医療広域連合」（東京都の区域内のすべての区市町村が加入）が運営主体として実施している事務であり、番号法に基づく法定事務である。

東京都の場合、葬祭費の法定給付（5万円）のほかに、区市町村において上乗せ加算（2万円）を行っている。現在、葬祭費の給付事務は、区が処理し、個人の給付情報は広域連合へ提供していないが、平成29年7月以降、葬祭費の給付情報が情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象となることから、被保険者の葬祭費の給付情報を広域連合へ提供する。そのため、法定事務である葬祭費の法定給付事務と一体の区の上乗せ加算分の事務が、

番号法の独自利用事務と位置づけられる。(資料59-2)

【施行日】 平成29年4月1日

(2) 法改正による改正

条例第1条及び第4条第1項中「法第19条第9号」を引用している箇所を「法第19条10号」に改める。(資料59-1)

【改正の理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律により、番号法第19条に新たに第8号が追加され、以降1号ずつ繰り下がったため。

【施行日】 平成29年5月30日

3 今後のスケジュール

- |         |   |
|---------|---|
| 平成29年2月 | 平成29年第1回定例会に条例改正議案を上程予定                                     |
| 3月      | 条例改正が議決後、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正           |
| 平成29年4月 | 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部改正(葬祭費支給申請書様式の改正)         |
| 平成29年5月 | 情報公開・個人情報保護審議会へ報告(後期高齢者医療に関する事務にかかる特定個人情報保護評価、庁内連携情報項目について) |
| 平成29年7月 | 東京都後期高齢者医療広域連合における葬祭費給付情報の利用開始                              |